

## 勝央町お試し滞在宿泊助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、町への移住を目的として住居及び仕事探し等を行う者に対し、勝央町お試し滞在宿泊助成金(以下「助成金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、勝央町補助金交付規則(平成24年勝央町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、岡山県外に住所を有する者で町内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する施設をいう。以下同じ。)に宿泊し、町への移住を目的として、町が実施する移住体験ツアー等への参加活動(以下「助成対象活動」という。)を行うものとする。

### (助成額等)

第3条 助成対象者が助成対象活動のために町内の宿泊施設に宿泊した場合の助成額は、1人当たり1泊基本宿泊料の2分の1以内(5,000円を上限とする。)とし、2泊分を限度とする。

2 前項の基本宿泊料は、標準的な素泊まりの料金とし、飲食料金等は含まないものとする。

3 助成対象者ととともに助成対象活動を行う同行者が宿泊施設に宿泊する場合の助成額等は、前2項を準用する。ただし、同行者についても前条に掲げる要件を満たすものとし、同行者の数は、2人までとする。

4 助成対象者が助成金の交付を受けられる回数、1人当たり年度1回限りとし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲

げる書類を添えて、お試し滞在宿泊助成金交付申請書(様式第1号)により、交付を受けようとする宿泊期間の初日から起算して10日前までに申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同行者の現住所を証する書面の写し
  - (2) その他町長が特に必要があると認める書類
- (助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の助成金の交付申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定をし、お試し滞在宿泊助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 町長が必要があると認めるときは、申請内容について調査することがあること。
  - (2) 助成金の交付に関し、虚偽の申請その他不正の行為があったときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずることがあること。
- (申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象活動を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、お試し滞在宿泊助成金変更申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、変更申請を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更決定をし、お試し滞在宿泊助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成決定者は、助成対象活動が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかにお試し滞在宿泊助成金実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設使用料等の領収書の写し

(2) その他町長が特に必要があると認める書類

(助成額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は書類の審査を行い、その報告に係る助成対象活動の実施の結果が交付決定内容に適合すると認めるときは助成額を確定し、お試し滞在宿泊助成金の額の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、お試し滞在宿泊助成金交付請求書(様式第7号)により助成金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、規則第21条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、お試し滞在宿泊助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 町長は、規則第21条及び第22条の規定による助成金の交付の決定の取消し又は助成金の返還により助成決定者に損害が生ずることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。